

鹿児島県伊佐市における社会教育主事職員の実践と力量形成 —「ふるさと学寮」の事例を中心として—

久保田 治 助 [鹿児島大学教育学部 (地域社会教育)]・楠 元 亮 太 [鹿児島県伊佐市教育委員会]

Empowerment of social education directors in Isa city, Kagoshima prefecture :A case of study camp called “Hurusato-Gakuryo”

KUBOTA Harusuke・KUSUMOTO Ryota

キーワード：社会教育主事、地域づくり、青少年育成、力量形成

1. はじめに

本研究は、鹿児島県伊佐市における社会教育行政のなかでも社会教育主事資格を持つ職員の実践と、その実践から得られる力量がどのように形成されたのかについての分析をすることで、鹿児島県における社会教育主事の専門性について明らかにするための基礎研究に位置づけることを目的とする。

特に、本研究では、研究対象として伊佐市における「ふるさと学寮」を選定した。その理由は2つある。1つ目に、伊佐市社会教育行政が「ふるさと学寮」を中心的な施策として位置づけており、地域と学校と家庭が連携して行う伊佐市全域を巻き込む社会教育実践だからである。2つ目に、「ふるさと学寮」が公民館を中心として学校と家庭に密に連携を取るため、社会教育主事として多角的ネットワークの構築が求められる、いわゆる社会教育主事の専門性が求められる実践といえるからである。

2. 学校・家庭・地域社会の連携・協働を目指した社会教育の動向

平成20年2月に取りまとめられた中央教育審議会「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について—知の循環型社会の構築を目指して—(答申)」では、学校と地域社会と家庭支援の連携の重要性を指摘している。

新たに、教育基本法第13条のなかで、子どもの健全育成をはじめとする教育の目的を実現する上で大きな役割を担っている学校・家庭・地域住民等が、相互に連携・協力を努めることが規定された。したがって、学校・家庭・地域社会の連携

を進めるために社会教育行政の任務を明確に位置付けることが必要である。

その理由は、社会教育領域が学校・家庭・地域社会の連携の促進のための内容や方法について多様なアプローチを行うことができ、さらに弾力的で柔軟な手法を取ることで、積極的な役割を果たすことができるからである。

特に、子ども・若者に関する社会教育活動においては、家庭教育支援の重要性が指摘されることとなった。

家庭教育支援については、家庭の教育力の低下が指摘されるなか、情報や学習の機会の提供の重要性が高まっており、家庭教育支援をより充実させることが求められている。このことから、家庭教育支援を社会教育行政の重要な任務としてより明確にすることが必要不可欠である。また、教育基本法第10条第2項に、国及び地方公共団体による家庭教育の支援の手段として保護者に対する学習の機会の提供とともに情報の提供が規定されていることから、家庭教育に関する情報の提供を社会教育行政の任務として明確に位置づけ、市町村による取組の推進を図ることが必要である。

上記のように、学校支援としての社会教育の重要性、さらに家庭教育の支援の手段としての社会教育の重要性を見据えた社会教育行政の積極的な地域実践の取り組みが重要である。

つづいて、平成23年6月に発足した第6期中央教育審議会生涯学習分科会では、「生涯学習社会の構築」を目指して、①個人の自治に向けた学習、②絆づくり・地域づくりに向けた体制づくりが目指されるようになった。近年の社会教育の

成果として、以下の3つが挙げられる。①学校教育との連携・協働による地域コミュニティの形成、②家庭教育における学習機会の提供と地域人材の育成、③生涯学習社会の構築に向けた寄与である。特に、学校教育と地域社会との連携・協働としてコミュニティ・スクール等が作られ、また、地域コーディネーターや学校支援ボランティアが中心となり学校支援として活動に参画するなど、学校・地域間関係の再編を目指した意識の高まりが見えることとなった¹。

しかし、社会教育が抱える課題として、地域コミュニティの変質、多様な主体による社会教育事業の展開、社会教育主事減少による社会教育の専門的職員の役割の変化への対応の不十分さが指摘され、社会教育行政の再構築が求められている。

この状況において、鹿兒島県のいくつかの市町村で展開している公民館を中心とした学校・家庭・地域社会の連携事業である「ふるさと学寮」の実践は、これまでの学校地域連携と同時に家庭教育支援まで包括し、さらに市町村レベルの社会教育主事職員が地域コーディネーターの役割を担いつつ、地域住民の積極的な参画を促す実践は、公民館を「教育・学習活動の施設（機関）」として再構築することのできる注目すべき活動であると言える²。

そこで、社会教育主事資格を有する社会教育職員が「ふるさと学寮」を担当している伊佐市の実践に着目し、「ふるさと学寮」の活動内容と、それに関わる社会教育主事職員の実践のふり返りを分析することで、社会教育主事職員の力量形成の実態を明らかにする。

3. 鹿兒島県の社会教育主事職員の現状

鹿兒島県内の市町村教育委員会事務局における社会教育関係職員数は、正規職員が550名、非常勤職員が408名となっている。このうち、社会教育主事資格所有者は124名である。しかし、実際に発令している自治体は、日置市、枕崎市、指宿市、霧島市、西之表市、屋久島町、大和村の7市町村15名となっており、未配置は36市町村存在する³。

鹿兒島県では、平成18年度に派遣社会教育主事制度を廃止するまで、県内市町村に教員を社会教育主事として派遣し、市町村における社会教育・

社会体育事業の振興に貢献してきた。現在では15市町に58人の社会教育主事資格を持つ教職員を派遣しているが、鹿兒島市が25名、鹿屋市が12名と全体の6割以上を占めており、多くが公民館主事として活躍している⁴。

現在、発令していない市町村が多い理由については、派遣社会教育主事制度が採られていた際に、派遣された教職員を社会教育主事として配置する機会が多く、市町村に所属する職員への発令はあまり行われていなかったことが挙げられる。そのため、派遣制度廃止以降も市町村所属職員に対して主事を発令する仕組みができておらず、主事資格所有者への未発令が多くなっていると考えられる。

鹿兒島県教育委員会では、社会教育主事が「多様化・高度化した住民の学習ニーズや学習活動全般に対する企画調整、地域における社会教育活動の実践・指導など、地域住民と行政をつなぐパイプ役としての重要な役割を担っている⁵」として、社会教育主事配置に向けて社会教育主事講習の受講を呼び掛けている。しかし、年間の受講者は数名程度にとどまっており、受講者の多くが教職員で、市町村職員の受講者が少ないことが課題である。

社会教育主事の養成については、県内19市の社会教育・生涯学習主管課の課長が集まって開催される会議においても議題に挙がっており、社会教育主事の養成は必要であると認識しているものの、社会教育主事養成にかかる研修費用の確保が難しいことが社会教育主事の配置を困難にしているとみられている⁶。

このように、鹿兒島県では、①派遣制度によって確保されていた社会教育主事が制度廃止によって配置できなくなってしまうこと、②主事資格所有者に対して発令する仕組みが未構築であること、③新たな社会教育主事養成のための予算確保が難しいこと、の3点から社会教育主事はその専門性を継続的に発揮できる状況にあるとはいえない現状があることがわかる。

鹿兒島県の教育方針としては、平成26年2月に「鹿兒島県教育振興基本計画」を策定し、平成26年度から30年度までの第2期計画が進んでいる。基本目標として「あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり」を掲げており、「学校応援団」な

ど地域社会による学校支援のための組織が設置され、くわえて家庭教育相談員の養成も進められ、市町村単位での「地域の中の学校づくり」の体制を整備しようとしている。

表1 地域が学校を支援するための体制づくりの現状⁷

年度	平成 21	平成 22	平成 23	平成 24	平成 25
取組市町村数地	8	11	24	43	43
域本部数	24	40	98	188	266
取組学校数 (小中学校)	52	77	197	396	640
学校支援ボラ ンティア登録 者数(人)	3,684	5,829	8,561	12,771	12,865

4. 鹿児島県伊佐市の社会教育行政の活動内容

鹿児島県伊佐市は県本土最北端に位置する市で、旧大口市と旧菱刈町が平成20年に合併して誕生した。人口は28,316人で、高齢化率が県内の市では最も高く、約36%を占めている。⁸

伊佐市における社会教育活動は、教育委員会社会教育課、文化スポーツ課、市立図書館を中心に行っている。体育・文化事業は文化スポーツ課、図書事業は市立図書館、その他の社会教育事業は社会教育課が担当している。社会教育課の業務内容は、青少年育成・青少年補導事業、成人学習の支援、視聴覚教育事業、人権同和教育事業、文化財事業、郷土資料館事業など多岐にわたっているが、ここでは主な社会教育活動を紹介する。

伊佐市で最も特徴的なことは、市の社会教育課の臨時職員として、校区コミュニティ協議会ごとに社会教育推進員を配置していることである。この社会教育推進員が各小学校区において、青少年の体験活動や女性学級、高齢者学級、公民館講座などを企画、運営している。

青少年体験活動では、学校にチラシの配布と参加の呼びかけを依頼し、創作活動、稲作、マスのつかみ取り、竹筒を使ったそうめん流し、釣り、一日研修、餅つき、そば打ち、ニュースポーツな

ど多様な体験活動を毎月第3土曜日の「青少年育成の日」を中心に行っている。青少年体験活動の指導者は地域住民であり、ふるさと学寮と同様に、地域が一体となって取り組んでいる事業である。

青少年事業については、宇宙少年団活動も実施している。伊佐市は星空日本一になるほど星が綺麗に見える街であることから、市内小学生を対象に日本宇宙少年団「伊佐フォーマルハウト分団」を組織している。指導者は星空写真家がボランティアで行っており、天体観測や科学実験を月に1回行っている。

また、伊佐市はジュニア・リーダー活動、青年団活動も盛んな地域である。ジュニア・リーダーについては、平成11年発足した「レインボーキッズいさ」が24時間テレビチャリティー募金活動、農業体験、園児への読み聞かせ活動、市の事業におけるボランティア活動、清掃活動などの体験活動や県や九州地区で実施される研修会を通してジュニア・リーダーとしての資質を高めている。中学生以上をリーダーと位置づけ、毎月1回以上リーダー会を開いて、今後の活動計画について議論している。こうした活動に対して支援や助言を行うのが実行委員であり、実行委員はボランティアで組織されている。実行委員の中には、青年団員も含まれており、ジュニア・リーダーとシニア・リーダーとしての青年団との連携が図れている。伊佐市青年団は、校区夏祭りの企画・運営、県青年大会への演劇・スポーツ参加、市事業でのボランティア活動、他団体との交流活動などを積極的に行っている。

人権同和教育については、市民課人権啓発・市民相談係と連携して、積極的な人権同和教育の充実に努めている。毎年、8月1日は人権同和教育研修会を行い、講演やビデオを視聴して、人権同和教育問題についての理解を深めている。その他、行政、学校、団体と協議を行う三者学習会を実施して意見交換を行っているほか、市内児童・生徒に人権標語の募集を行い、子どもたちに人権について考える機会を設ける活動にも取り組んでいる。児童支援加配の教員が中心となって、放課後に同和地区で暮らす子どもたちを集めて補助学習指導も行っている。

このように、市内の各地域の特性を踏まえながら、それぞれの地域の良さをさらに引き出し、地域の活性化に繋げるために、地域住民や各種団体を中心に多様な活動を行っているのが伊佐市の特徴である。そこで、社会教育行政は、こうした地域活動や団体活動がより主体的かつ積極的に行われるように支援することが大切であると考えて、地域や各団体の間に入って意見交換や連携を深めるように努めている。その中でも、最も特徴的な活動が「ふるさと学寮」である。

次節では、鹿兒島県における「ふるさと学寮」を概観した後、伊佐市の「ふるさと学寮」について述べる。

5. 鹿兒島県における「ふるさと学寮」の実践の変遷

「ふるさと学寮」とは、小・中学生が長期休業中などではなく、授業のある日に家庭を離れ、身近にある青少年教育施設や公民館等の施設で、1週間程度、異年齢集団による共同での宿泊生活をしながら学校に通学する取組である。

鹿兒島県教育委員会は、平成2年度から平成4年度までの3年間、県の単独補助事業として「ふるさと学寮」事業を行い、1市町村30万円以内の事業費に対して10万円の補助金を交付した。平成2年度は12市町で実施され、補助事業最終年度の平成4年度には34市町村に広がった。県からの補助が無くなった後も、24市町村で継続して実施された。

平成25年度は、12市町（日置市、いちき串木野市、南さつま市、阿久根市、出水市、伊佐市、始良市、湧水町、鹿屋市、曾於市、志布志市、大崎町）で24事業が行われ、小・中学生588人が参加した⁹。

伊佐市における「ふるさと学寮」は、子どもたちの社会性、協調性、忍耐力、連帯感など、生きる力を育むことを目的として、毎年6月下旬に実施している。伊佐市「ふるさと学寮」は、旧菱刈町が平成2年度に県のモデル事業として湯之尾小学校区において、小学生21名、中学生6名が参加して湯之尾老人福祉センター（現在の湯之尾集会施設）を拠点に活動したのが最初である。平成

15年度からは旧菱刈町の4校区公民館と町教育委員会が中心となって、小学4年生から6年生を対象に実施した¹⁰。

市町村合併後、平成25年度から大口地区の牛尾小学校区、山野小学校区・平出水小学校区（合同開催）、羽月西小学校区、平成26年度から羽月小学校区、曾木小学校区でも取り込まれるようになり、現在では市内14小学校区のうち11校区（合同開催を含む）で実施している。平成27年度に市内全校区で実施されることを目指している。

主に小学4年生から6年生までを対象にしており、10～20人程度の参加者がある。小規模校のなかには、全校児童で参加している校区もあり、小学1年生には6年生がリーダーシップを発揮して活動を支援している。

実施している11校区では、コミュニティ協議会事務局がある校区公民館等の施設を利用している校区が多いが、自治公民館や温泉施設、野外研修施設を利用している校区もある。実施場所には、調理場、男女分かれて宿泊できる部屋、学校から歩いて通学できる場所を選んで実施している。

表2 「ふるさと学寮」の1日

時 間	活動内容
5:50	起床・ラジオ体操
6:00	朝食準備
6:45	朝食・片付け
7:45	集団登校
8:00	学校で通常授業
16:00	下校
16:30	宿題、買い物・調理
18:00	夕食・片付け
19:00	もらい風呂・洗濯
20:00	宿題、自由時間
22:00	就寝

「ふるさと学寮」事業の企画・運営は、校区ごとに組織される実行委員会を中心に行われる。実行委員は、校区コミュニティ協議会の役員や小学校長、PTA会長、自治会長、民生委員、食生活改善推進員、保育園長、子ども会育成会長、スポー

ツ少年団指導者、駐在所の警察官などか選ばれる。

図1 調理支援の様子



図2 洗濯支援の様子



6. 「ふるさと学寮」での社会教育主事職員と地域住民との関係性

「ふるさと学寮」での社会教育主事職員がどのように専門性を発揮し力量が形成されていったのかについて、2つの視点から検討する。①平成26年6月に行ったアンケート調査、②社会教育主事職員が、学校と家庭と公民館との連携において注意した内容を中心として実践の省察である。

「ふるさと学寮」事業を評価するために、平成26年度の参加者128名に対してアンケート調査を実施した。表2は、「ふるさと学寮」に参加して楽しかったですか?という問い、表3は「ふるさと学寮」はこれからの生活に役立つと思いますか?という問い、表5は「ふるさと学寮に参加してわかったこと、できるようになったことは何ですか?」という質問に対する回答である。表3、表4の結果から、「ふるさと学寮」が参加者の満足度、有用性が非常に高いことがわかる。また、表5から、「友達と協力することの大切さがわかった」、「友達とさらに仲良くなった」、「進んでお手伝いすることの大切さがわかった」と回答した割合が高く、特に協調性、自主性を育むのに高い効果があるということがわかった。

表3 「ふるさと学寮」に参加して楽しかったですか?という問いに対する回答

回 答	回答数	回答率
とても楽しかった	110	85.9%
まあまあ楽しかった	14	10.9%
あまり楽しくなかった	1	0.8%
全然楽しくなかった	1	0.8%

表4 「ふるさと学寮」はこれからの生活に役立つと思いますか?という問いに対する回答

回 答	回答数	回答率
とても役に立つと思う	98	76.6%
まあまあ役立つと思う	26	20.3%
あまり役立つと思う	1	0.8%
全然役立つと思う	1	0.8%

表5 「ふるさと学寮」に参加してできるようになったこと、わかったことは何ですか?という問いに対する回答

回 答	回答数	割合
友達と協力することの大切さがわかった	93	72.7%
お父さん、お母さんの大変さがわかった	93	72.7%
進んでお手伝いすることの大切さがわかった	71	55.4%
友達とさらに仲良くなった	71	55.4%
みんなで一緒に過ごすときのマナーがわかった	65	50.8%
周りの人への感謝の気持ちが持てた	58	45.3%
包丁が使えるようになった	54	42.2%
洗濯物がほせるようになった	53	41.4%
地域の人たちと知り合いになった	45	35.2%
がまん強くなった	40	31.3%

「ふるさと学寮」と一般的な宿泊体験研修と大きく異なることは、「日常性」である。あえて学校の授業がある期間に実施し、日常生活の中で普段は保護者に頼っている家事や身の回りのことを子どもたち自身でやってみることで、普段の生活の振り返りができる。こうした生活体験を通して、

子どもたちは家事の大切さや大変さを感じ、保護者への感謝の気持ちが生えている。また、保護者にとっても子離れを体験する期間となり、家庭教育を見直す契機となっている。

伊佐市「ふるさと学寮」の特徴は、子どもたちの活動支援を行っているのが、地域住民であるという点である。支援者の中には、社会教育団体に所属しない地域住民も多く、1校区50名程度が調理支援、宿題支援、洗濯支援、もらい風呂支援、宿泊支援などにあたっている。

アンケート調査において、「地域の人たちと知り合いになった」と回答した割合が35.2%であり、参加者の3人に1人は「ふるさと学寮」で初めて会う地域住民と交流を深めたことがわかる。このように、「ふるさと学寮」が子どもたちと地域住民とのふれあいの場となり、地域住民の間に「子どもたちを地域全体で育てていく」という意識が芽生え、子どもたちは地域住民に親近感を感じ、地域の教育力向上に繋がっている。

事業を展開していく中で、校区コミュニティ協議会事務局がある社会教育施設には、①地域住民、②学校教職員、③保護者、④行政職員の四者が集まり、実行委員会や支援者説明会、保護者説明会を実施し、支援体制や保護者が気を付けるべき事項などを協議する。事業終了後は参加者や保護者、支援者を交えて反省会と交流会を実施している。

このように、「ふるさと学寮」を実施することで、各校区の社会教育施設を拠点として、四者が連携を図りながら青少年育成を行うことができている。

図3 「ふるさと学寮」反省会の様子



今後、「ふるさと学寮」をさらに展開していく

あたり、①事業への理解を広めること、②参加対象を中学生まで拡大すること、の2点の課題に取り組むことが必要であろう。

まず、①については、まだ事業を始めたばかりの校区や未実施の校区が多いため、参加者と支援者を確保に苦慮している校区も多い。「ふるさと学寮」の効果について、調査・研究を行い、その意義を整理し、地域住民へ事業に対する理解促進を図っていかねばならない。②については、現在は主に小学4年生から6年生を対象としているが、中学生まで拡大することでより幅広い異年齢集団での活動が実現し、中学生のリーダーとしての自覚を促すことができる。そのためにも、中学校と地域との連携強化が必要である。

そのうえで、「ふるさと学寮」だけでなく、各校区においてより良い社会教育活動を実現していくためには、社会教育推進員に対する研修も充実させる必要がある。伊佐市では年に2、3回、推進員への研修機会を設けているが、より良い社会教育活動の実施には、推進員の企画力、運営力、調整力の育成は重要である。さらに、推進員など社会教育活動の指導者・支援者に対して、適切な助言や指導が行えるように、社会教育主事を配置することは非常に重要な課題である。

7. おわりに

以上から、鹿兒島県伊佐市の社会教育行政の行う「ふるさと学寮」の実践と、それに関わる社会教育主事職員のふり返りを基にした力量形成の分析を行った。

学校と地域社会の連携・協働は、それぞれの地域の特徴に沿って、地域コーディネーターやコミュニティ・スクールが学校と地域の間組織として位置付くことで、より地域住民の参画が進むと言える。しかし、社会教育における家庭教育支援としての学校と地域社会の連携については、今後の検討してゆく課題といえるだろう。

本研究における「ふるさと学寮」の実践は、教育的機能を担保した公民館としての位置付けを再認識するとともに、学校・家庭・地域社会のそれぞれの教育性について理解しつつ、三者の課題点を補完するコーディネート能力が社会教育主事

職員に必要である。

特に、伊佐市のように、少子高齢化が進む地域にとって、地域の教育力を高めるためには、学校と地域社会の連携のみならず、地域を担う親の世代の教育支援を含めることで地域課題としての地域活性化問題についても同時に考えなければならない。地域活性化と地域の教育力という2つの側面を持つ社会政策として、社会教育主事職員の力量形成が促進するための地域間を超えた総合的な地域政策の必要があると言える。

注：

- ¹ 荻野亮吾「学校・地域間関係の再編の動態についての「社会関係資本」の観点からの考察—大分県佐伯市の学校支護地域本部事業を事例として—」『生涯学習基盤経営研究』第34号、2009年、pp.41-56。
- ² 上田幸夫「地域社会教育の核としての公民館」日本社会教育学会編『成人の学習と生涯学習の組織化』東洋館出版、2004年、pp.198-201。
- ³ 鹿児島県教育委員会社会教育課「平成25年度 鹿児島県の社会教育・生涯学習の現状」pp.1-2。
- ⁴ 同上、pp.3-4。
- ⁵ 2014年4月19日実施、「平成26年度社会教育行政E員研修会資料」から引用。
- ⁶ 平成25年度「県下19市社会教育課長・生涯学習課長研修会」参照。
- ⁷ 鹿児島県教育委員会「鹿児島県教育振興基本計画」2014年2月10日、p.23。前掲「平成25年度 鹿児島県の社会教育・生涯学習の現状」pp.119-124、をもとに筆者作成。
- ⁸ 2014年9月1日現在。
- ⁹ 前掲「平成25年度 鹿児島県の社会教育・生涯学習の現状」pp.13-14。
- ¹⁰ 菱刈町郷土誌編纂委員会編『菱刈町郷土史 改訂版』2007年、pp.991-992。

※本研究はJSPS 科研費 40560719 の助成を受けたものです。